

公正な研究活動の推進に関する令和3年度実施方針について

公正な研究活動の推進等に関し、令和3年度に文部科学省において以下の取組を実施する。

1. 研究機関の体制整備等の状況の確認・指導・助言

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく研究機関の体制整備等の状況を確認するため、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金及び文部科学省が措置する基盤的経費（運営費交付金、私学助成）に応募する又は配分を受ける研究機関に対し、「ガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）の提出を求め、規程・体制整備等の状況に不備が認められる研究機関に対して指導・助言を実施する。

（1）令和2年度の体制整備状況等の調査

令和2年度版のチェックリストの提出（令和2年4月1日～令和3年3月31日）があった機関は、2,127機関であり、このうち、規程・体制整備等の状況に不備が認められる機関は313機関であった。令和3年5月17日時点において、規程・体制整備等が完了していない機関は、123機関（約39%）となっており、引き続き、書面による指導・助言を行う。

速やかな対応が行われない研究機関に対しては、対面による確認・指導（体制整備等詳細確認調査）を実施するとともに、必要に応じて、管理条件（改善事項、履行期限）の付与や翌年度の間接経費の削減等を検討する。

なお、管理条件が付与された機関に対しては、履行期限後に、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく調査及び措置に関する要項」（参考2-1）に基づき、「管理条件対応状況調査」を対面により実施する。調査の結果に応じて、公正な研究活動の推進に関する有識者会議の助言を踏まえ、間接経費の削減や競争的資金の配分停止等を行うこととする。

（2）令和3年度の体制整備状況等の調査

令和3年度版のチェックリストの提出を求め、研究機関の規程・体制整備等の状況を確認する。なお、令和2年11月30日の本有識者会議のご意見も踏まえ、「体制整備等詳細確認調査及び管理条件対応状況調査実施方針」の体制整備等詳細確認調査の項目及び令和3年度版のチェックリストの項目を追加している。

○対象機関：文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金により研究活動を実施する研究者が所属する機関、基盤的経費（運営費交付金、私学助成等）により研究活動を行う機関

○チェックリストの提出時期：

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

○チェック項目例：

- ・ 研究倫理教育を実施する体制の整備状況
- ・ 研究者等への研究倫理教育の受講を義務付け状況
- ・ 研究者等への研究倫理教育の実施状況、受講状況
- ・ 研究者に対して一定期間研究データを保存し、必要な場合に開示することを義務付ける規程の整備状況
- ・ 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口の設置状況
- ・ 不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程の整備状況

○追加したチェック項目：

（不正行為の定義）

- ・ 研究活動における不正行為は、「故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる」ものであることを規程等で定めているか。

（予備調査）

- ・ 告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行うことを規程等で定めているか

（本調査・認定）

- ・ 調査委員会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者（調査対象者）の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定を行うことを規程等で定めているか。
- ・ 本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と認定されることを規程等で定めているか。

（不服申立て・再調査）

- ・ 不服申立ての審査・再調査は調査委員会（本調査を行った調査委員会と同じ）が行うことを規程等で定めているか。

2. 優れた取組事例等の普及・啓発等

(1) ガイドラインを踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査の実施

研究機関への訪問等により、当該研究機関におけるガイドラインを踏まえた体制整備等の状況を確認するとともに、研究機関での体制整備等の状況を踏まえ、所属する研究者（指導教員）の取組、若手研究者（学生含む）への指導などの実態を把握し、他の研究機関の参考となる特徴的な取組などを公表することにより、他の研究機関及び研究者の取組を促進させる。

○対象機関：令和2年度版のチェックリスト及びそのフォローアップの回答から、ガイドラインを踏まえた体制整備等の状況が進んでいると考えられる研究機関の中から、地域性、規模、研究分野、過去の不正事案の有無等を考慮し、対象を抽出する。（10機関程度）

○実施時期： 令和3年7月頃～令和4年1月頃

○調査方法：対面での聞き取り、研究者等との意見交換、実態調査事前調査票の記入欄等の確認等

○調査内容：

I. 研究機関における取組

- (a) 研究不正防止に係る体制及び規程等の整備状況
- (b) 研究倫理意識の醸成に向けた取組
- (c) 研究データの保存・開示に関する取組

II. 研究室・ゼミ等における取組と研究指導

- (a) 研究上のルール・作法等の共通理解の醸成に向けた取組（方法・内容）
- (b) 研究倫理意識の醸成に向けた取組
- (c) 研究データの保存・開示に関するルール・取組
- (d) 研究指導の体制
- (e) 若手研究者・大学院生・学部学生の研究内容の確認・指導の方法・内容
- (f) 大学院生・学部学生の論文執筆に係る指導の方法・内容 など

III. その他研究不正防止に向けた取組

- ・ 研究機関の実施する研究倫理教育と研究室・ゼミでの取組の連携 など